一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　峠ノ沢及び同右支川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　新潟県新発田市菅谷
　字峠沢　一八二四番　一号
　一八三四番　二号から五号まで
　一八三五番一　六号
　一八三五番三　七号
　一八三五番二　八号
　一八七五番　九号
　一八九六番八　十号から十四号まで
　一八五五番一　十五号

○国土交通省告示第八百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　虹谷川上谷
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　徳島県三好市東祖谷
　久保　九四一番二　一号
　九四一番　二号
　菅生　四五四番二　三号及び四号
　四五四番六　五号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　虹の瀧上谷

○国土交通省告示第八百三十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年六月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5369号	小型船舶用浮力補助具	ＴＫ―7120型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号

○東北地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市古川小野字新田四四番一から同市古川小野字中蝦沢五五番一七まで	前	二七・七〇～七五・七〇メートル	〇・一二三キロメートル
	後	三一・〇〇～七五・七〇メートル	〇・一二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石巻市鹿又字天王前二二二番一から同市小船越字二子南中四二番四まで	前	八・九〇～三八・六〇メートル	〇・六〇四キロメートル
	後	一九・八五～六三・六〇メートル	〇・六〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石巻市小船越字二子北上九一番一から同市小船越字二子北上無番まで	前	一六・八五～三〇・四三メートル	〇・一五八キロメートル
	後	二〇・七六～三三・三一メートル	〇・一五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　徳島県三好市東祖谷菅生
　四四二番二　一号から三号まで
　四四二番一　四号及び五号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　宝蔵寺上谷
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第五百五十号で指定した土地の区域を除く。）
　愛媛県東温市河之内
　字宝蔵寺　甲四六五七番二　甲四六五四番　甲四六五三番一地先道路敷　甲四六九四番　甲四六九〇番一　甲四六八九番一　甲四六五五番二地先水路敷　甲四六八七番三　甲四六八八番　乙一九八一番　乙一九八〇番一　乙一九八五番二二　乙一九八五番二七　乙一九八五番二六　乙一九八五番三七

一号及び二号
三号から六号まで
七号及び八号
二十号
二十一号
二十二号
二十三号
二十四号
二十五号
九号から十一号まで
十二号
十三号
十四号
十五号
十六号
十七号から十九号まで